## 厨房機器

## 評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

## 1. 評価対象設備機材

- (1) 評価の対象は厨房システム一式であり、標準仕様書の当該事項に規定する厨房機器(床置形に限る。) 及び(一社)日本厨房工業会制定「業務用厨房設備機器基準」の当該事項による。
- (2) 評価の範囲は、厨房システムを構成する機材が多種多様であるため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。
- (3) 標準仕様書に規定している全ての厨房機器が納入できることを確認している。

## 2. 品質·性能等

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」に示されている厨房設備がシステムとして納入・据付ができることを確認している。
- (2) 厨房システムの構築能力があり、設計・積算・現場施工体制が整備されていることを確認している。
- (3) 厨房システムを構成する主要な板金製品、熱調理器、食器洗浄機及び低温機器のうち、1以上のものが自社製品であることを確認している。
- (4) 標準仕様書に定められている機器については、品質性能の確認をしているが、多種多様な機器が含まれているため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。
- (5) 厨房機器の生産実績は、厨房システムの施工実績が伴っていることを確認している。
- (6) 板金製品、熱調理器、食器洗浄機及び低温機器の主力製造所の品質管理体制が整っていることを確認し、 その製造所を明記している。
- (7)機材が標準仕様書の当該事項に規定するものに適合していることを確認している。